



稲荷町電停方面から当事務所所在ビル
JR広島駅から徒歩8分／稲荷町電停 徒歩2分



けいそう 勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって
いつでも頼れる存在に」

お問い合わせ、ご予約
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

ソメイヨシノも葉が出てきて、桜吹雪になってきました。今年は天候に大きく崩れがなく、特にソメイヨシノが長く楽しめたように思います。先日4月5日は清明（万物がすがすがしく明るく美しいころ）で、いろいろな花が咲き乱れる頃とのことですが、ツツジやヤマブキもそろそろ咲き始めています。桜が終わっても当分何かしらの花が楽しめる季節が続きそうです。



今回は、退職届の意味合いと対応の注意点に関する記事、売掛金や貸付金の回収にあたって注意すべきことに関する記事が弁護士の作成しましたオリジナルのものです。法律以外の記事は今回は税務会計に関するものになります。

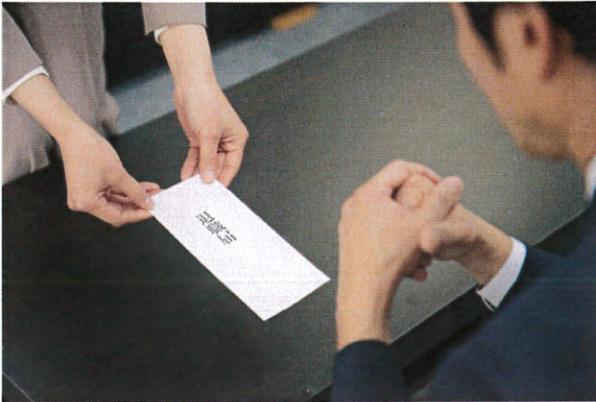
良い会社作りのお手伝いをしたいという思いのもと、時期ごとの挨拶としてお受け取り頂ければ幸いです。

また、4月22日（月）には弊事務所主催の第14回「勁い（つよい）草となるための」勉強会を行います。今回のテーマは「情報管理にあたって注意すべき事柄とは？～採用・テレワーク・健康情報に関わることを中心に～」です。まだご参加を受付しておりますので、振るってのお申込みお待ちしております。

なお、このメールマガジンはこれまで名刺交換させていただいた方等、ご縁を頂いた方へ配信しております。

退職届を出されたら慰留は不可能？退職届の意味合いと対応の注意点とは

19.04.08 | オリジナルメルマガ



最近では、退職代行ということで退職の意向連絡その他を代行するサービスがあります。また、このメールマガジンでも以前従業員からの退職申し出があった場合に期間を延ばすことはできないという話を触れました。退職の申し出自体には一方的な通知と日付その他の交渉の申し出の意味合いがあり、対応等注意点があります。

今回はこうした点を触れていきます。

NO!



辞めたい…



○従業員側からの退職申し出は慰留できないものですか？

よくインターネット上の情報などで

・退職届は撤回ができない

・退職届が出されると、会社がいくら退職までの期限を延ばしても2週間で退職になる（ただし、正社員等期間の定めのない従業員の場合の原則的な形）

といった話が載っています。他方、会社側としては引継ぎができないと困る・人手不足なので退職されたら困るという点もあり、慰留をしたい場合もあるでしょう。実際こうしたケースは多いと思われませんが、慰留すると違法になるのでしょうか？

結論として言えば、退職届には2つの異なる申し出である場合があります。ただし、その区別は難しいこともあります。

① 絶対に退職をするという一方的な通知

② だいたい先の日時を指定するなど退職についての合意を目指した申し出

区別は難しいですが、①については会社の都合で延長できないという裁判例もあり（先ほどの原則として2週間経過で退職になるという話）、退職届その他の従業員側の態度からすぐの退職を強く望む場合が該当します。この場合が、退職届は撤回をできないという場合に該当します。

裏を返すと②の場合には、会社との合意の前であれば撤回はできます。この場合には会社との合意を目指した提案に過ぎませんので、提案の段階では退職の効果が生じることがないためです。そのために、①と②の区別をどうやってするかは重要になってくるのですが、後任者が決まり次第退職したいという話や引継ぎなどを考えて少し後の時期に退職の申し出をしてきた場合等にはこうした申し出にあたる可能性があります。もちろん、こうした場合でも会社側との間でいつ退職するのか等について合意ができればその撤回をすることはできません。

こうした話は、その従業員が連絡あるいは書面で届出を出してきた場合であっても、弁護士その他退職代行業者（筆者は個人的には非弁行為に該当する可能性があるとは考えています）からの連絡であっても変わりません。そのため、どのような意図であるのかを確認し、退職の時期や慰留が可能であるのか（こうした事が可能であれば単なる申し出と考えられます）を確認していくこととなります。ちなみに、就業規則で従業員側からの一方的な退職の通知（先ほどの①の場合）には退職届という書類を出すように定めている場合に、退職届があれば①に該当する可能性があるものの、確実に①ではない点には注意が必要と思われます。

○退職申し出があった際の注意点

一部注意点は既に触れましたが、どのような意向なのか（先ほどの②にあたるのかどうかの確認）は必要です。そのうえで、仮に①（退職の通知）であった場合でも退職の際の備品や貸与品の返却（社会保険や税金などの手続きの話は言うまでもありません）等をきちんとしていく必要があります。

先ほどの②の場合には、きちんと合意をしておく事項として、いつ退職するのか（後任者が決まるまでなのか等）・引継ぎについて・年次有給休暇やその他前記の点等を決めてお

く必要があります。ここが曖昧であると、後々にやはり退職しないといわれた場合に、①に該当して撤回ができないのか・退職申し出の時期や実際の退職予定時期・その他話し合いなどの経緯等から見て①には該当しにくいのに、退職の合意があるとも言いきにくいといったことになりかねません。

こうした場合には、合意がなければ撤回が可能なので撤回するという話をその従業員からされ、会社側が予定通り退職してほしいと告げることが解雇（会社側から一方的に辞めてほしいと告げること）にあたるかが問題になりかねません。解雇には現在の法律や裁判例上ハードルがありますし、こうした解雇か退職の合意があったかで問題が起きること自体大きなトラブルとなりかねません。

このような事態が起きないように、合意をきちんとしておくことはもちろん、そういった経緯について記録に残しておく・合意書（情報管理その他の話を含めて作成しておく）を署名してもらうことが重要となってきます。なお、仮に書類がなくても、後任者の採用活動をすぐに行っていた・後任者はその方の代用しかできない等の事情や裏付けがあれば、合意があることを間接的に示すことにはなります。ただし、合意の有無が問題になる場合には、解雇なのかどうか等が裁判所の手続きで争いになる可能性がありますので、可能であれば避けておいた方がいいかと思われます。

売掛金や貸付金の回収にあたって注意すべきこととは？

19.04.08 | オリジナルメルマガ



以前このメールマガジンでも一度簡単に取り上

げましたが、内容証明郵便の意味や念書を書いてもらうことの意味などを含めて再度取り上げていきます。



○相手方の信用状態の調査は重要

通常は相手方と取引を開始した時や貸付時に相手方の支払い能力の調査はすることになります。継続的な取引をする場合には、その間で支払い能力が変化することは十分にありえます。

そのため、支払いが滞る・支払い時期の延期を求められた場合には、こうした点の調査をする必要はあろうかと思われます。信用状況の確認には様々なものがありますが、調査を調査会社（代表的なものとして帝国データバンクの調査サービスを活用する）に任せるというものもありうるでしょう。もちろん、決算書（開示してもらえるのかという問題があります）・会社及び不動産の登記簿（不動産は名義と担保の設定状況は確認できます）を確認するなどのご自身でもできる調査はあります。

ちなみに、内容証明郵便を送付する・弁護士名で送付すること自体は相手に対して、強い請求意思を示す・時効が来るのをけん制する意味合いはあります。しかし、売掛金のもととなる契約があったのか・生じたのが問題になるケースと異なり、支払い能力が悪化している状況ではあまり意味はないと思われます。同じことは念書を書いてもらうことについても言えます。

念書を書いてもらう際には、そこで支払金額と支払時期の合意をしていることになりませんが、その後支払いが難しい状況が生じた場合にはこれだけでは対応できません。もちろん、念書を書いてもらう時点で既に支払いができる状況でなかった場合には相手方に詐欺罪が成立する可能性はあります。これを防ぐのであれば、何かしら確実な担保を取っておく必要があります。その際には、その担保について問題ないのかの確認は必須となります。

こうした点が曖昧であると、結局のところ支払いがなされないままに時間が過ぎる・裁判を起こしたとしても破産の申し立てに至った等の通知を受けることがあります。こうした段階で財産を抑える（仮差押えという裁判所の手続きを踏む必要があります。勝手に例えば在庫を持ち出すのは仮に担保があったとしても違法です）必要がありますが、差押えをしようとする方が多く拐取が実際には難しくなる可能性も高まります。

○担保を取る方法には何が？

まず思いつくところとして、誰かを保証人になってもらう・土地などに抵当権を設定することが思いつきます。ただし、保証人はその方の支払い能力更には他の負債がどうであるのかが重要になってきます。その上、一定期間の取引について一定額の範囲で保証人になってもらう場合には、規制があります（法律改正によりさらに保証人の保護がなされる予定です）。結局この方の支払い能力その他の要素に左右されます。

担保には先ほど触れたもの以外に、売却した商品に所有権留保をつけておく（代金を支払うまで自社の所有物とする）・貸し付けや売掛を有する会社（個人）が他の方に持っている売掛金などの譲渡を受ける（代物弁済と言って、担保ではなく実際の支払いに充てる形もありますが、この場合にはいくらの支払いに充てたのかははっきりさせる必要があります）方法もあります。売掛などを担保目的で譲り受ける場合には、将来発生するものを含めて譲り受けることは可能です。ただし、この場合にはどの範囲のものの譲渡を受けるのかを特定できるように明確に書類で準備しておく必要があります。また、所有権留保をつける場合には、相手先が勝手に処分できないように同意書をとっておく・その物件が諸油研留保の対象である目印をつけておくことが重要になります。

こうした担保を取っておくことでいざという場合には引き上げて現金化などを図ることになります。ただし、相手先の状況があまりに悪化した段階でこうした担保を設定することは場合によってはその効力を後で否定されるリスクがある（簡単に言うと、破産可能性のある状態での抜け駆けへの規制にひっかかるという話です。法律上は一定の前提のもと抜け駆けへの規制があって、抜け駆け行為の効力を否定するとされています）

○回収手段は？

先ほど触れた担保を使っでの回収や譲渡を受けた売り掛けなどを回収するという方法以外に自分が相手先に負っている負債と相殺をしてもらうという方法があります。ここで相殺をってもらう負債は他の方から譲り受けて行う方法もありますが、裁判例などで規制が存在しますので注意が必要です。

このほか、相手先の状況が悪くなっているのであれば仮差押えという裁判所への申し立ては行うものの緊急に財産を抑えることができる手続きを行う必要があります。もちろん、抑えるだけの財産がある必要がありますが、悠長に話を進めているよりは意味は大きくなるかと思われれます。この場合はその後普通に裁判を起こして回収をすることが多くなるかと思われれます。

こうした話の細かな点はここでは省略をしますが、単に支払いの年余をとるだけではなく調査や担保を設定してもらう・回収に入るなどをうまく組み合わせることで、回収できないリスク（自社の倒産リスク）を下げることに繋がっていくでしょう。困った際には、専門家にも相談して対応を考える（可能であれば段階から相談自体はしたほうが良いでしょう。遅いと単に手遅れになるため）ことが重要になると考えられます。

個人の事業承継をスムーズに！ 新制度『個人版事業承継税制』とは

19.03.27 |



2018年の4月1日から、『事業承継税制』について、こ

れまでの措置に加え、法人の事業承継がしやすくなる特例措置が創設されました。

これにより、事業承継税制の認定申請が飛躍的に増加しています。

そして2019年度の税制改正では、個人事業主のための『個人版事業承継税制』も創設され、個人事業主も事業承継がしやすくなることが期待されています。

今回は、この『個人版事業承継税制』の詳細と、申請の際のポイントなどをご説明します。



先行の法人向け特例措置では大きな効果が

『事業承継税制』とは、後継者である受贈者、相続人等が円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与または相続等により取得した場合において、その非上場株式等にかかる贈与税、相続について、一定の要件のもと、その相続を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税、相続税の納付が免除される制度です。

非上場会社で、『経営承継円滑化法』による都道府県知事の認定を受けていれば、どの中小企業でも利用することができます。

この制度は、中小企業における事業承継を後押しするためのもので、承継の際に、贈与税や相続税などの税金が負担となり、承継が妨げられることのないようにするものでもあります。そして、2018年度の税制改正では、この『事業承継税制』がさらに強化され、これまでの措置に加え、さまざまな特例措置が創設されました。

たとえば、これまでは贈与税や相続税の納税の猶予の対象になるのは、総株式の3分の2までが上限と

されており、非上場企業の株式を引き継ぐ際に足かせとなっていました。しかし、**今年度からはこれを撤廃。総株式のすべてにかかる税負担を100%免除できることになりました。**

また、これまでは後継者が廃業したり、株を売却したりする際に、環境の変化によって株価が下落しても、承継時の株価をもとに贈与税や相続税が課税されてきましたが、特例措置では、売却時や廃業時の株の評価額をもとに納税額を計算し、承継時の株価をもとにした納税額との差額を免除してもらえることになりました。

このほかにも、**特例の創設によって『事業承継税制』が拡充され、事業承継がよりスムーズに行えるようになりました。**

中小企業庁の統計によれば、特例が創設される前の2017年は年間400件ほどだった認定件数が、拡充後の2018年は年間4,000件近くと、実に10倍となっています。新しい制度にメリットを見出している企業の多さがうかがえます。

個人事業者は事業承継時の税負担がゼロに

そして、2019年度の税制改正では、個人事業者が事業承継を行う際の税負担をゼロとする新しい制度が創設されます。

そもそも個人事業者とは、農業・漁業などから、小売業や飲食業、サービス業、会社に属していないコンサルタントやプログラマー、デザイナー、独立している各種士業まで、法人化せずに自ら事業を行っているすべての個人を指します。

法人ではないこれら個人事業者にとっても、次世代への事業承継が大きな課題となって立ちふさがっています。

この『個人版事業承継税制』は、2019年1月1日から2028年12月31日の間に行われる贈与や相続が対象となります。

法人向けの『事業承継税制』と同様に、個人版事業承継税制も2019年から10年間の時限措置となります。

時限措置とはいえ、個人事業者が事業承継を行う際の税負担をゼロにすることを目的とした制度ですので、この期間に贈与や相続が発生する個人事業者は、ぜひとも利用したいところです。

『事業承継税制』では、法人の株式が猶予の対象資産となりましたが、株を持たない個人事業主は、土地や建物、機械や器具備品などにかかる贈与税や相続税に対し、**100%納税猶予**されることになりました。

土地・建物には条件があり、土地は400㎡、建物は800㎡までとなり、また、畜産農家であれば乳牛や馬、果樹なども資産になります。さらに、特許権など形のないものも、無形償却資産として対象になります。

事業の円滑な承継と持続的発展を目指して

個人事業主にとってみれば、子どもなどに事業を引き継がせるときに贈与税や相続税の納税を猶予してもらえるのは非常に助かります。

ただし、自動車などの個人の資産を事業の資産として納税を免れるというおそれがあるため、**2019年から5年以内に、各都道府県にあらかじめ承継計画を提出する必要があります**。さらに、法人向けの『事業承継税制』と同じく、『経営承継円滑化法』による都道府県知事の認定を受けなければいけません。認定されてはじめて、この制度を利用することができます。

総務省の調べでは、**2025年までに70歳以上になる個人事業者は150万人と、個人事業者全体の73%にもなると予想され、現在すでに、高齢化や後継者難により、黒字経営でも廃業を余儀なくされる経営者が増えてきています。**

円滑な世代交代と各事業の持続的な発展が喫緊の課題となっていることが、この数字からもおわかりいただけると思います。

このような時代にあって、納税負担をゼロにできるこれらの制度は、事業承継の準備に大きな後押しとなるはず。ぜひ活用し、スムーズな事業承継ができるよう、**早めの準備**をおきましょう。

※本記事の記載内容は、2019年3月現在の法令・情報等に基づいています。